

## 特定随意契約に係る登録実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、北海道が、地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の2第1項第3号の規定に基づき随意契約の方法により締結する契約（以下、「特定随意契約」という。）を行うことができる障害者支援施設等を登録することにより、契約における機会の均等、公平性及び透明性を確保することを目的とし、当該登録等に必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

この要領において、障害者支援施設等とは、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第25項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う施設に限る。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者をいう。

### 第3 登録の対象

登録の対象となる特定随意契約は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 障害者支援施設等において製作される物品を買い入れる契約
- (2) 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約

### 第4 登録の届出

- 1 知事は、特定随意契約に係る登録を受けようとする障害者支援施設等から、別記第1号様式により、特定随意契約の対象として供給できる物品又は役務の内容を記載した登録届出書を提出させるものとする。

なお、この場合において、特定随意契約の対象となる物品又は役務のほかに提供可能な物品、役務等についても当該登録届出書に参考事項として記載することができるものとする。

- 2 既に登録している内容に変更が生じた場合は、別記第2号様式により変更登録届出書を提出させるものとする。
- 3 登録の届出は、随時受け付ける。

### 第5 登録及び周知

- 1 知事は、第4第1項及び第2項の規定による届出があったときは、その内容の確認を行うものとする。
- 2 知事は、前項の確認の結果、適当と認めるときは、特定随意契約に係る登録を行う。
- 3 知事は、第1項の確認の結果、登録しないこととしたときは、理由を付してその旨を別記第3号様式により当該届出者に通知するものとする。
- 4 知事は、特定随意契約に係る登録の状況について、別記第4号様式の特定随意契約に係る登録名簿を作成し、発注部局への周知を行うものとする。なお、第4第1項に基づき届出された

記載内容のうち参考事項についても特定随意契約に係る登録名簿に記載するものとする。

5 事務処理については、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課が行うものとする。

#### 第6 登録の取消し

知事は、特定随意契約に係る登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。この場合、理由を付してその旨を別記第5号様式によりその者に通知するものとする。

- (1) 第2各号に規定にする定義に該当しなくなったとき
- (2) 偽りやその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき
- (3) 特定随意契約の対象となる物品の製作又は役務の提供をしなくなったとき
- (4) 障がい者支援施設等から登録の取消の申し出があったとき

#### 附 則

この要領は平成27年4月1日から施行する